

## 借入申込書添付書類一覧表(令和6年4月1日以降お申込み分)

## 1 全ての管理組合に提出していただく書類

「確認欄」(太枠)に○印をご記入ください

No.	添付書類	摘要	確認欄
1	共用部分リフォーム融資借入及び保証委託契約申込書 ※Web申込みの場合は不要	・管理組合印は返済予定口座と同様の印を押し印してください。 ・太枠内は必ずご本人が自署してください。	
2	共用部分リフォーム融資借入及び保証委託契約申込書別紙 ※Web申込みの場合は不要	※ 機構ホームページから書式をダウンロードできます。 ※ 管理組合法人の場合は、管理組合を代表する理事(共同代表理事が選任されている場合は共同代表理事全員、管理規約で代表者が規定されていない場合は選任されている理事全員)の署名及び押印(法務局に提出している代表理事の印)がそれぞれ必要となります。	
3	申込内容別表	※機構ホームページから書式をダウンロードできます。 1 区分所有状況の申請について 同一の区分所有者が単独で所有する専有面積の合計が、融資対象部分全体の専有面積合計の4分の1を超えていないか確認が必要です。 2 (電子契約サービスの利用に同意する場合)本人確認の方法について 電子契約サービスの利用にあたって、理事長(管理者又は代表者)ご本人の本人確認を実施します。	
4	管理規約(写)		
5	総会の議事録(写)及び議案書(写) ●総会の議事録には①から④までの全てが記載されていることが必要です。 ①次の4点が決議されていること。 ・改良工事等*の実施 ・住宅金融支援機構からの借入れ(借入金額、借入期間及び借入予定利率) ・住宅金融支援機構の返済への修繕積立金の充当 ・(公財)マンション管理センターへの保証委託 ②住宅金融支援機構マンション共用部分リフォーム融資「商品概要説明書」等を配布して内容を説明したこと。 ③現在の管理者の選任を決議したこと。 ④議案書の決算書及び予算書を決議したこと。 *専門家による調査設計の実施、耐震診断の実施、長期修繕計画の作成等に要する費用のみの借入れの場合は共用部分に係る耐震診断等の業務	・決議内容の詳細は「マンション共用部分リフォーム融資のご案内」の「5-2. 総会議案書・議事録の作成例」を参考にしてください。 ・管理者が理事会での互選により選任される場合には、理事会議事録(写)も併せて提出してください。 ・総会議事録、理事会議事録ともに、議長及び議事録署名人(通常は総会(理事会)に出席した区分所有者2名)の署名(署名は自署に限ります。)のあるものを提出してください(管理規約上、署名以外に押印が必要である旨の規定がある場合は押印もあるものを提出してください。) ・管理組合法人による申込みの場合は、法人登記事項証明書も併せて提出してください。 ※ 会計期間が6か月の場合は2期分の議事録(写)及び議案書(写)が必要となります。 ※ 左記の書類で修繕積立金の預金口座名義人が確認できない場合、預金通帳(写)等が必要となります。 ※ 臨時総会で借入等の決議をした場合も、通常総会の議案書、議事録が必要となります。	① ② ③ ④
6	見積書(写) 及び 内訳書等(写)	工事費等の内訳(例えば、種目・科目ごとの明細)が確認できるものを提出してください。	
7	その他機構が必要と認めた書類	※ 機構が必要と認めた場合は、上記以外の書類を提出していただくことがあります。	

## 2 当てはまる管理組合に限り提出していただく書類

No.	添付書類	摘要	確認欄
8	【申込手続を手續代行者に委任する場合】  受任者の窓口となる方の本人確認書類、社員証及び名刺 ■ 機構への来店によるお申込みの場合→「提示」 ■ 郵送によるお申込みの場合→「写し」を提出	本人確認書類は、次のいずれかを提示(又は写しを提出)してください。 運転免許証(平成24年4月1日以後に発行された運転経歴証明書を含む。)、パスポート、健康保険証、住民基本台帳カード又はマイナンバーカード(個人番号カード) ※ 機微情報の保護のため、マイナンバーカードの写しを提出する場合は、表面のみを提出してください。健康保険証の写しを取得する場合は、保険者番号、被保険者等記号・番号及び二次元バーコードをマスキングの上コピーして提出してください。 ※ Web申込みの場合で、本人確認書類のWeb申込サービスでの提出を希望しない場合、機構本支店あて郵送にて提出してください。	本人確認 社員証 名刺
9	【マンションすまいの債を利用している場合】  マンションすまいの債の積立手帳(写) 又は 残高証明書(写)	議案書に「マンションすまいの債」の積立手帳(写)又は残高証明書(写)が添付されている場合は、提出不要です。なお、積立金の振込みをしても債券発行日までは、貸付金利引き下げの特典を受けることができませんのでご注意ください。	
10	【管理計画認定を取得している場合】  以下のいずれかの書類 ・認定通知書(写) ・認定更新通知書(写) ・変更認定通知書(写)	・申込日時点で、認定を取得していること、認定年月日から5年を経過していないことを確認してください。 ・認定通知書に表示されたマンション管理組合名、マンション名、マンション所在地が、借入申込書にご記入いただいたマンション管理組合名、マンション名、マンション所在地と一致していることを確認してください。	
11	【No.5の議案書に添付されている決算書において、決算時の修繕積立金の累計滞納額が算出できない場合】  修繕積立金の帳簿等(写)	申込日の前月又は前々月までの1年間における未収額を確認できるものを提出してください。	
12	【No.5の議案書に添付されている決算書の修繕積立金の残高が、今回の資金計画の手持金(自己資金)に満たない場合】  工事費に充当する預金の残高証明書(写) 又は 預金通帳(写)	No.5の議案書に添付されている決算書の決算日以降で今回の申込日までの間の残高がわかる資料を提出してください。 ※ 管理会社名義の口座は不可となります。	

13	【滞納割合が10%を超える場合】		
	① 修繕積立金督促状況確認書	※機構ホームページから書式をダウンロードできます。	
	② 修繕積立金の帳簿等(写)	申込日の前月又は前々月までの1年間における未収額を確認できるものを提出してください。	
14	【返済期間が10年を超える場合】		
	① 工事内容申告書	※機構ホームページから書式をダウンロードできます。	
	② 対象工事を実施することが確認できる資料	(例)申込書類の工事見積書(写)、補助金の交付決定通知書(写)等	
15	【機構から依頼があった場合(※)】		
	法人の決算書(写)(3期分の決算書及び勘定科目内訳明細書)	(※)法人が一定数以上区分所有している場合で、機構から提出依頼があったときは提出してください。	
16	【太陽光発電設備に係る売電収入を修繕積立金に組み入れる場合】		
	①売電収入見込申請書	※機構ホームページから書式をダウンロードできます。	
	②売電収入見込みに関するシミュレーション	月別の①発電量②自家消費量③売電量④買取単価⑤売電収入額⑥設備維持費の分かるもの	
	③太陽光発電設備の設置状況が分かる図面		
	④最近1年間の共用部分の電気使用量が分かる書類	余剰売電の場合のみ提出してください。	
	⑤売電収入を修繕積立金に組み入れる旨の記載のある管理規約(写)又は総会の議事録(写)	今般のお申込みにより設置する太陽光発電設備から管理組合が得る売電収入のうち、修繕積立金に組み入れられることを定めた記載のあるものを提出してください。	

### 3 耐震改修工事を行い、融資金利の引下げを適用する管理組合に提出していただく書類

No.	添付書類	摘要	確認欄
17	耐震改修工事の箇所及び内容を明示した図面等	No.17～20については、必ずしも別々の書類で提出する必要はなく、必要な情報が包括して記載されていれば、1つの書類にまとめて提出することも可能です。	
18	付近見取図	方位、道路及び目標となる建物が明示されたもの(建築物の所在地が明確に分かるもの)	
19	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員が明示されたもの	
20	各階平面図	各部分の用途が明示されたもの	
21	【所管行政庁から耐震改修計画の認定を受けた場合】		
	① 耐震改修計画について、所管行政庁が発行した認定通知書(写)	都道府県知事又は市区町村長から管理組合あてに発行されたものを提出してください。	
	② 耐震改修工事に関する申出書	※機構ホームページから書式をダウンロードできます。	
22	【国が定める耐震診断指針等に基づく耐震診断を行った場合】		
	既存建築物及び耐震改修計画のそれぞれについて、耐震診断の報告書(概要)(写)	・耐震判定機関による判定を受けた場合は、既存建築物及び耐震改修計画のそれぞれについて、耐震判定機関の評価書(写)及び評価概要書(写)を併せて提出してください。 ・耐震判定機関とは、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録した耐震判定委員会を設置する団体をいいます。	
23	【評価方法基準に基づく耐震等級を向上させる場合】		
	①既存建築物及び耐震改修計画のそれぞれについて、耐震診断の報告書(概要)(写)	・耐震判定機関による判定を受けた場合は、既存建築物及び耐震改修計画のそれぞれについて、耐震判定機関の評価書(写)及び評価概要書(写)を併せて提出してください。 ・建設住宅性能評価書等を取得し、当該建設住宅性能評価書等の取得時の状態から変更がない場合は、既存建築物に係る耐震診断の報告書(概要)(写)を次のいずれかの書類に代えることができます。 ①新築時の建設住宅性能評価書(写) ②新築時の適合証明書(写) ③既存建築物の建設住宅性能評価書(写)	
	②既存建築物及び耐震改修計画のそれぞれについて、評価方法基準の第5の1-1の(4)のロに定める劣化事象等を確認できる書類(例:劣化状況に関する申出書)	※劣化状況に関する申出書は、機構ホームページから書式をダウンロードできます。	

【段階的耐震改修工事の1回目の工事を行う場合】		
24	①既存建築物、段階的耐震改修工事の1回目の工事の耐震改修計画及び2回目の工事の耐震改修計画のそれぞれについて、 <b>耐震診断の報告書(概要)(写) 並びに 耐震判定機関の評価書(写) 及び 評価概要書(写)</b>	次の1及び2を満たす工事が対象となります。 1 国が定める耐震診断指針等により地震に対して安全性を有すると認められる状態となるための工事を2回に分けて実施すること。 2 1の1回目の工事について地方公共団体の助成を受けること。
	②段階的耐震改修工事の1回目の工事に係る <b>補助金交付申請書(写) 及び 補助金交付決定通知書(写)</b>	
	③段階的耐震改修工事の1回目の工事に係る 補助金交付申請手続において <b>2回目の工事の予定時期を記載した書類(写)</b>	
	④段階的耐震改修工事の実施について合意した <b>総会の議案書(写)及び議事録(写)</b>	

#### 4 浸水対策工事を行い、融資金利の引下げを適用する管理組合に提出していただく書類

No.	添付書類	摘要	確認欄
25	浸水対策工事の箇所及び内容を明示した図面等	No.25～28については、必ずしも別々の書類で提出する必要はなく、必要な情報が包括して記載されていれば、1つの書類にまとめて提出することも可能です。	
26	付近見取図	方位、道路及び目標となる建物が明示されたもの(建築物の所在地が明確に分かるもの)	
27	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員が明示されたもの	
28	各階平面図	各部分の用途が明示されたもの	
29	電気設備の浸水対策に係る工事(変更)計画書	※機構ホームページから書式をダウンロードできます。	
30	浸水に関するハザードマップ等	対象マンションの位置が示されたもの	
31	浸水対策工事を実施する旨を記載した総会の議案書(写)	決議内容の詳細は「マンション共用部分リフォーム融資のご案内」の「5-2.総会議案書・議事録の作成例」を参考にしてください。	

#### 5 省エネルギー対策工事を行い、融資金利の引下げを適用する管理組合に提出していただく書類

No.	添付書類	摘要	確認欄
32	省エネルギー対策工事の箇所及び内容を明示した図面等	No.32～35については、必ずしも別々の書類で提出する必要はなく、必要な情報が包括して記載されていれば、1つの書類にまとめて提出することも可能です。	
33	付近見取図	方位、道路及び目標となる建物が明示されたもの(建築物の所在地が明確に分かるもの)	
34	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員が明示されたもの	
35	各階平面図	各部分の用途が明示されたもの	
36	省エネルギー対策工事に係る(変更)計画書	※機構ホームページから書式をダウンロードできます。	
37	断熱材等の仕様(熱抵抗値、熱貫流率又は熱伝導率)がわかる仕様書、製品カタログ等	断熱改修工事で、省エネ基準(仕様基準)以上とする工事を実施する場合に限る。	
38	使用する断熱材の量※(立方メートル)及び熱伝導率がわかる仕様書等 ※壁、天井、屋根又は床のいずれかを対象とした住戸あたりの使用量	断熱改修工事で、断熱材使用量基準を満たす工事を実施する場合に限る。	
39	熱貫流率又は設置する部材についてわかる仕様書、製品カタログ等	開口部断熱工事を行う場合に限る。	
40	設置又は交換する設備の性能がわかる製品カタログ等	太陽光発電設備又は太陽熱利用設備を設置又は交換する場合に限る。	
41	省エネルギー対策工事を実施する旨を記載した総会の議案書(写)	決議内容の詳細は「マンション共用部分リフォーム融資のご案内」のP34の「総会議事録の作成例」を参考にしてください。	

※ご提出された書類は、原則としてお返しできませんので、あらかじめご了承ください。